

据置期間後解約自由定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、証書表面または通帳記載(以下「表面記載」という。)の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(継続したときはその継続日の1年後の応当日、以下「据置期日」という。)以後の任意の日利息とともに支払います。
- (3) 前記(2)による預金(一部の支払いをしたときはその支払い後の預金残高、以下同様とします。)の一部の支払いは、預入日の1年後の応当日から最長お預り期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。なお、この預金の一部の支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引続き取扱います。
- (4) 前記(2)による満期日の指定がない場合は、表面記載の最長預入期限を満期日とします。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続を選択した場合は、表面記載の最長お預り期限に自動的に据置期間後解約自由定期預金として継続します。ただし、継続後の定期預金の元金額が10,000,000円以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、表面記載の最長お預り期限(継続をしたときは、その最長お預り期限、以下同様とします。)までにその旨を申し出てください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合はこの証書と引換えに、通帳式の場合はこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(以下「約定利率」という。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日に元金とともに支払います。なお、一部解約をするときのこの預金の利息は、一部解約をする元金について預入日からその満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利

の方法で計算し、その満期日に一部解約をする元金とともに支払います。

- ① 1年以上2年未満
- ② 2年以上3年未満
- ③ 3年以上4年未満
- ④ 4年以上5年未満
- ⑤ 5年

(2) この預金を第5条1項により据置期日前に解約する場合の利息については、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、据置期日前に解約はできません。

(2) この預金を解約や一部解約または書替継続するときは、証書裏面の受領欄もしくは当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

6. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) この証書・通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 第1条第1項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (成年後見人等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください

い。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上